

ロビー入金機操作カード取扱規定

足立成和信用金庫

「ロビー入金機操作カード取扱規定」

第1条 ロビー入金機操作カードの発行

足立成和信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、ロビー入金機操作カード（以下「操作カード」といいます。）をこの規定にしたがって取り扱うものとし、当金庫から操作カードの貸与を受けた方（以下「お客様」といいます。）は、この規定によりお取引をしていただきます。

第2条（利用目的）

1. ロビー入金機（以下「入金機」という）は、現金（紙幣、硬貨）の収納手続を行う場合に利用してください。
2. 入金機の利用時間は窓口営業時間内とします。

第3条 操作カードの貸与

操作カードの貸与を希望される方は、当金庫が定める方法により、操作カードの貸与を受けることができます。

第4条 手数料の支払

1. 前条の操作カードをお持ちのお客様は、当金庫の定める方法により年間ロビー入金機利用手数料の前払いを行います。
2. 当初の契約期間は、最初に到来する3月末日までとし、お客様または当金庫より解約の申出がない限り、この契約は1年間継続されるものとします。
3. ロビー入金機手数料の前払いは、店頭表示の年間使用料（4月1日～翌年3月31日まで）を前払いするものとし、以降は毎年4月12日（休日の場合は翌営業日）に口座振替依頼書に基づき指定口座から自動引き落とし致します。

当初のロビー入金機利用手数料の前払いは、契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月末日までの月割計算により現金または口座振替の方法によりお支払いいただきます。

第5条（利用方法）

1. 収納手続を行う場合は、入金機にロビー入金機操作カード（以下「操作カード」という）を挿入し、現金投入口の開扉を行ってください。
2. 開扉した現金投入口に現金を投入し、計数操作を行ってください。
3. 計数終了後、入金機画面上に収納合計金額が表示されますので、金額を確認のうえ、完了キーを押下して下さい。
4. 入金機から出力された受付票を受取り、入金機から操作カードを抜き取って下さい。
5. 受付票および手続物件（伝票、通帳等）を窓口にお持ちください。窓口でご入金、お振込等の手続きをとらせて頂きます。

第6条（現金の授受）

1. 当金庫との現金授受は、現金計数後、完了キーを押下した時点で発生するものとします。
2. 収納金額は、完了キーを押下した入金機画面上の収納合計金額とします。
3. 完了キーを押下する以前は、当金庫との現金の授受は発生しておらず、その間に生じるいかなる事態

についても当金庫は免責されます。

第7条 操作カードがご利用できない場合

1. お客様は、次の場合には、操作カードをご利用いただくことができません。
 - イ. 操作カードが偽造もしくは変造されたとき。
 - ロ. 操作カードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
2. 操作カードの破損、ロビー入金機の故障、停電等により、当店のロビー入金機で操作カードを読み取ることができないときは、操作カードはご利用いただけませんので、ご了承ください。この場合は、店頭窓口でお取扱いいたしますので、操作カードを店頭窓口にご呈示ください。無料でお取扱いいたします。

第8条 操作カードが毀損等の場合

1. 操作カードの外観上は毀損がないが、磁気ストライプの読み取りができない場合には、速やかに操作カードを提出いただきます。
2. 操作カードを破損した場合には、速やかに操作カードを提出いただきます。
3. 操作カードの再交付は、店頭表示の手数料をお支払いいただきます。なお、磁気ストライプの読み取りができない場合の発行手数料は無料といたします。

第9条（操作カードの紛失・破損・盗難等）

操作カードの紛失・破損・盗難等の場合には、ただちに当金庫ご利用店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

上記の場合における操作カードの再交付は、店頭表示の手数料をお支払いいただきます。

第10条（損害の負担額）

入金機の利用にあたり、以下の各号の損害については当金庫は責任を負いません。

1. 災害・事変その他不可抗力による損害
2. 操作カード又は受付票の取り忘れにより生じた損害
3. その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害
4. 入金機を現金の収納手続以外に利用した結果、生じた損害

第11条（解約等）

1. この契約は、お客様の申出によりいつでも解約することができます。この場合操作カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続を行ってください。
2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに操作カードをご返却ください。
 - (1) お客様が入金機利用手数料を支払わないとき
 - (2) 「操作カード」の不正使用・改ざん等、「操作カード」の使用が不適合と認められるとき
 - (3) お客様がこの規定に違反したとき

3. お客様の事情により操作カードのご利用を解約する場合には、お客様は、当金庫が定める方法で操作カードをご提出いただくことにより、入金機利用料前払いの月割計算の払戻しを受けることができます。なお、月割計算は解約日の属する月の翌月から期間満了日までの月割りとします。
4. 当金庫の都合により操作カードの利用を停止する場合には、お客様は、当金庫が定める方法で操作カードをご提出ください。入金機利用料前払いの月割計算の払戻しをいたします。

第12条（取扱いの変更）

操作カードの取扱いについて、この規定を変更する場合には、当金庫は、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後の規定を適用いたします。

第13条（譲渡・質入の禁止）

1. 操作カードは譲渡・質入はできません。
2. ご不要になった操作カードは当店へお返しく下さい。

第14条（規定の改定）

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上